

2024年2月

お取引先各位

株式会社初田製作所
代表取締役社長 初田和弘

「時間外労働の上限規制」を継続的に遵守するためのお願い

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2024年4月より建設業において適用される「働き方改革関連法（時間外労働の罰則付き上限規制）」を遵守のため、生産性の向上、業務の効率化、労働環境の整備、人材の育成に努めております。

しかしながら、弊社の取り組みでは限定的なため、以下の取り組みについて、取引先各位においてもご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1. 作業工程ごとの適切な現場工期の確保
2. 現場における4週8閉所の設定
3. 設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
4. 各種検討及び資料作成に対する指示の適正性と時間の確保
5. 会議、打ち合わせを現場担当者の業務時間内とする施工日程の整備
6. 朝礼・打合せ・会議等のローテーション及びリモート参加へのご理解、ご協力
7. 建築工事起因による工程遅れが発生した場合の契約工期を含めた契約内容の見直し
8. その他、生産性向上・業務効率化への取り組みに対するご協力

以上